三　その月において契約不履行等事由が生じたことにより法第九条の八第一項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等につき法第八条の三第三項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収して納付すべき所得税の額
四　その月において契約不履行等事由が生じたことにより法第九条の八第一項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等の額の総額
五　その他参考となるべき事項

3　前項の計算書の書式は、別表第七㈡による。

4　国税庁長官は、前項の別表第七㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第五条の六第一項中「第五条の三第六項第一号」を「第五条の三第五項第一号」に改め、同条第二項中「第五条の三第七項第一号」を「第五条の三第六項第一号」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第三項から第二十五項までを削り、同条に次の一項を加える。

3　施行令第五条の三第十四項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる臨床試験とする。

一　我が国と同等の水準にあると認められる施行令第五条の三第十四項に規定する医薬品等（次号において「医薬品等」という。）の臨床試験の実施に関する制度を有している国又は地域（以下この号及び次号において「特定国等」という。）において当該制度に基づき実施される臨床試験（当該特定国等の規制当局に届出をして実施されるもので、当該規制当局に対する届出書その他の書類において当該届出をしたことが明らかにされている場合における当該臨床試験に限る。）

二　特定国等を含む複数の国又は地域において同一の計画に基づいて実施される同一の医薬品等に関する臨床試験（当該特定国等において実施される臨床試験が前号に掲げる臨床試験に該当するものである場合における当該医薬品等に関する臨床試験に限る。）で当該特定国等以外の国又は地域において実施されるもの（当該国又は地域の規制当局に届出をして実施されるもので、当該規制当局に対する届出書その他の書類において当該届出をしたことが明らかにされている場合における当該臨床試験に限る。）

三　前二号に掲げるもののほか、科学的な質及び成績の信頼性が確保されている臨床試験であることにつき厚生労働大臣の確認を受けた臨床試験

第五条の七を次のように改める。

（特別試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第五条の七　施行令第五条の四第三項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該個人が法第十条第八項第六号に規定する中小事業者である場合には、第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項）とする。

一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）
三　当該試験研究の実施期間
四　当該試験研究に係る施行令第五条の四第三項第二号に規定する大学等（以下この条において「大学等」という。）の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
五　当該試験研究の実施場所
六　当該試験研究の用に供される設備の明細
七　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
八　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

2　施行令第五条の四第三項第三号に規定する財務省令で定める要件は、研究開発型新事業開拓事業者（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第二条第三号に掲げるものをいう。）であること（当該新事業開拓事業者（同項第三号に規定する新事業開拓事業者をいう。）と共同して行う試験研究又は当該新事業開拓事業者に委託する試験研究に係る法第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額が生じた年分の確定申告書に当該新事業開拓事業者に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号）第四条第五項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類の写しとして当該新事業開拓事業者から交付を受けたものの添付がある場合に限る。）とする。

3　施行令第五条の四第三項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第五条の四第三項第三号に規定する特定新事業開拓事業者（第十六項第三号及び第二十一項において「特定新事業開拓事業者」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
四　当該試験研究の実施場所
五　当該試験研究の用に供される設備の明細
六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法